

## 有害大気汚染物質モニタリング地点の見直しについて

### 1. 有害大気汚染物質モニタリングの概要と地点見直し契機

- ① 有害大気汚染物質モニタリングは、大気汚染防止法第 22 条に基づき、大気汚染状況の常時監視の一つとして、当県では平成 10 年度から測定を実施。
- ② 測定対象物質は、国において健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質（優先取組物質）22 物質。これまで当県では、大津市実施測定を含め、8 地点で測定を実施。
- ③ 平成 25 年 8 月に、国が、常時監視の方法を定めた事務処理基準を改正するとともに地点選定ガイドラインを制定。

### 2. 地点見直しにおいて環境省が全国で課題と考えた主な事項

- ① 都道府県によって必要な測定が実施されていない物質がある。
- ② モニタリング地点が PRTR データに基づく高濃度固定発生源近傍に配置されていない場合がある。
- ③ 地域状況に応じ必要十分な測定地点数で効率的なモニタリングを実施する必要がある。

### 見直し後の測定局

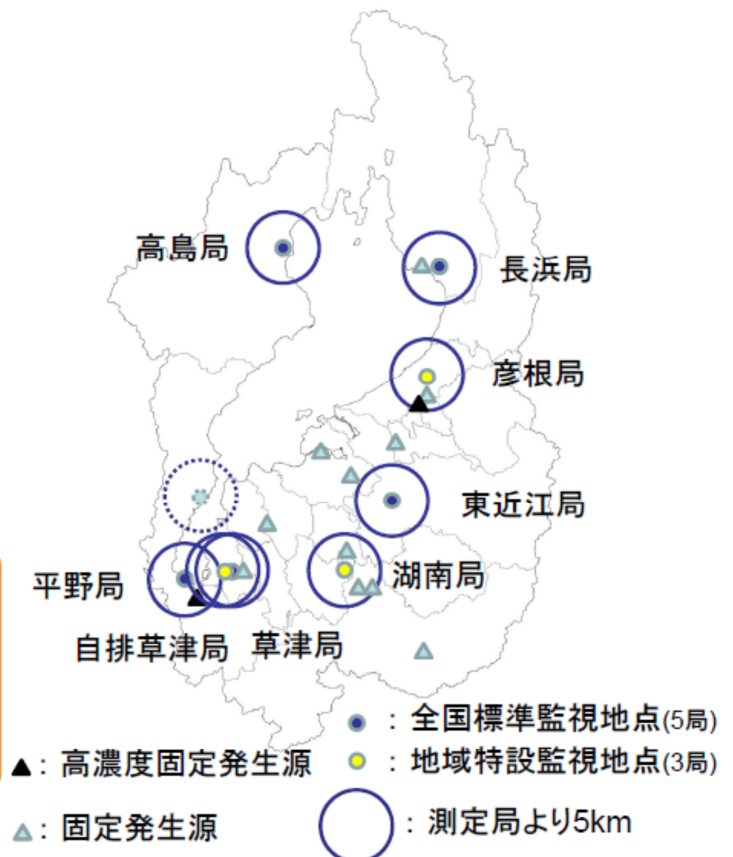
### 3. 当県が環境省から指摘された事項

- ① 人口や可住地面積から考慮した測定地点数は最低限 3 地点。
- ② 高濃度固定発生源が近傍にある彦根局で測定する必要がある。

### 4. 地点見直しに係る県案

人口分布や地域バランス、高濃度固定発生源を考慮して、堅田局を廃止し、彦根局を新設する。

※全国標準監視地点・・・  
全国的な視点を踏まえ、大気環境の一般的な状況と経年変化の把握を目的に選定される地点。  
※地域特設監視地点・・・  
全国標準監視地点以外で、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点。



(参考) 環境省による事務処理基準改正の概要

(参考)

## 1. 事務処理基準見直し後の測定地点選定の概要

### ①地点の選定

- 1) 全国標準監視地点の選定・・・県全体を監視し、算定による必要数を設置。
- 2) 地域特設監視地点の選定・・・固定発生源の状況等を勘案し設置。

下記の事項を考慮し選定。

- ・監視を行うことが望ましい高濃度固定発生源等  
監視が望ましい高濃度固定発生源等が監視できていない場合、これまでの測定地点の移動等。
- ・これまでの運用状況や地域的なバランス  
これまでの運用状況等を踏まえながら測定地点の全体数や地域的なバランスを考慮。

### ②属性情報の付与

固定発生源周辺、沿道である測定地点に項目ごとに属性を付与。それ以外は一般環境。

## 2. 見直しの考え方（当県情報等を踏まえ）

### ①地点の選定

#### 1) 全国標準監視地点の選定

○全国監視地点数の必要最低限の算定（a か b の少ない方に 1/6 を乗じた数）

(a)人口 75,000 人当たり 1つの測定局を設置

$$\text{当県 } 1,417,130 \text{ 人(H26.1.1)} \div 75,000 \text{ 人/地点} = 18.9 \text{ 地点}$$

(b) 可住地面積 25km<sup>2</sup> 当たり 1つの測定局を設置

$$\text{当県 } 1,289 \text{ km}^2\text{(H23.10.1)} \div 25\text{km}^2\text{/地点} = 51.6 \text{ 地点}$$

※当県必要数 18.9 地点×1/6= 3 地点

- ・監視を行うことが望ましい高濃度固定発生源等  
○高濃度固定発生源に対する監視を行うことが望ましい測定地点の目安  
事業所近傍（1km）において環境基準値等の 1/2 を超える可能性があると予想される場合、高濃度固定発生源から最大 5km 以内に測定地点を設定する。

### ②属性情報の付与

○「固定発生源」と判断するための排出の状況に係る要件

事業所近傍（1km）において環境基準値等の 1/10 を超える可能性があると予想される場合、その事業所を固定発生源とする。

○「沿道」と判断する要件

幹線道路の道路端から 20m 以内の測定地点。

## 測定地点および測定物質の変更まとめ

### 現在の測定地点および測定物質

測定地点名	大気自動測定局名	地域区分	測定実施機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
				フクリニトリル	塩化ビニルモノマー	塩化メチル	クロム及びその化合物	クロホルム	水銀及びその化合物	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	酸化エチレン	ヘリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	ベンジ[a]ピレン	ベンゼン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド	ホルムアルデヒド	トルエン
草津	草津局	一般環境	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
長浜	長浜局	一般環境	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東近江	東近江局	一般環境	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高島		一般環境	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
堅田(大津市)	堅田局	一般環境	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
平野(大津市)		一般環境	市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
湖南		発生源	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自排草津	自排草津局	沿道	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

### 更新後の測定地点および測定物質(案)

測定地点名	大気自動測定局名	測定地点区分	属性		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
			固定発生源周辺	沿道	測定実施機関	フクリニトリル	塩化ビニルモノマー	塩化メチル	クロム及びその化合物	クロホルム	水銀及びその化合物	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ニッケル化合物	ヒ素及びその化合物	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	酸化エチレン	ヘリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	ベンジ[a]ピレン	ベンゼン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド	ホルムアルデヒド
草津	草津局	全国標準	○		県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
長浜	長浜局	全国標準			県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
東近江	東近江局	全国標準			県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高島		全国標準			県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
堅田(大津市)	堅田局																								
平野(大津市)		全国標準	○		市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
湖南		地域特設	○		県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自排草津	自排草津局	地域特設		○	県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
彦根	彦根局	地域特設	○		県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注)濃いセルは懸念事業所からの排出項目

※VOCとして一括で測定できる項目:1,2,3,5,7,8,11,12,17,18,21

※アルデヒドとして一括して測定できる項目:19,20

※「六価クロム化合物」と「クロム及び三価クロム化合物」は、「クロム及びその化合物」として測定